

外注翻訳に関する達を次のように定める。

昭和51年5月10日

防衛研修所長 大西 誠一郎

外注翻訳に関する達

改正	昭和55年	7月	1日	防衛研修所達第15号
	昭和60年	4月	6日	防衛研究所達第2号
	平成6年	3月22日		防衛研究所達第1号
	平成16年	4月	1日	防衛研究所達第9号
	平成23年	9月	1日	防衛研究所達第5号
	平成27年	4月10日		防衛研究所達第1号
	令和2年	12月21日		防衛研究所達第13号

外注翻訳に関する達（昭和47年防衛研修所達第1号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所における外国語の図書及び資料の外注翻訳の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（外注翻訳）

第2条 外注翻訳は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- （1） 翻訳を必要とする図書及び資料のうちその翻訳が職員（非常勤職員を含む。）の語学力を越えるものについて行う場合
- （2） 翻訳を必要とする図書及び資料の数量が多いため、自ら翻訳を行うことが職員の本래の職務の遂行に著しい妨げとなる場合

（計画）

第3条 職員は、調査研究及び教育訓練並びに戦史編さんに係る外注翻訳を必要とする場合、当該年度の4月末日及び10月末日までに企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）又は特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部等」という。）の長に順序を経て外注翻訳要求書（別紙様式第1）を提出するものとする。

2 部等の長は前項の外注翻訳要求書を取りまとめ、外注翻訳実施計画（別紙様式第2）を作成し防衛研究所長の承認を受けるものとする。

（検査）

第4条 翻訳原稿についての検査は、要求した職員が行い、その結果に基づき外注翻訳原稿審査所見書（別紙様式第3）を作成し所定の検査調書に添付するものとする。

（印刷、保管等）

第5条 翻訳物は、原則として印刷製本するものとし、当該印刷物は図書館で保管するものとするとともに原稿は要求を行った職員に返却するものとする。ただし、印刷を行わない翻訳物については、部等において保管するものとする。

（著作権の留意）

第6条 翻訳する場合及び翻訳したものを複製する場合は、著作権者の許諾を得る等著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に留意して行うものとする。

（委任規定）

第7条 この達に定めるもののほか、外注翻訳の実施に関し必要な事項は、部等の長が定める。

附 則

この達は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日防衛研修所達第15号）

この達は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日防衛研究所達第2号）

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成6年3月22日防衛研究所達第9号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日防衛研究所達第9号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達第5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（令和2年12月21日防衛研究所達第13号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

別紙様式第1（第3条関係）

令和 年 月 日

殿

氏名

外注翻訳要求書

- 1 原 書 名
- 2 著 者 名
- 3 外国語の種類
- 4 翻訳題名（仮）
- 5 翻訳ページ数
- 6 翻訳の程度            高度    中程度    普通
- 7 完成希望年月日                            年        月        日
- 8 著作権者許諾の有無等
- 9 翻訳予定者氏名

（予定者がある場合）

注1： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注2： 氏名は印字又は自署とする。

令和 年度（ 4 月 末  
1 0 月 末 ） 外 注 翻 訳 実 施 計 画

予 算 額	
-------	--

優先順位	原 書 名	著 者 名	外国語 の 種 類	翻訳題名（仮）	ページ数	1 ページ 当 たり 語 数	概算総 語 数	翻訳の 程度	所 要 経 費		要 求 者	著作権 者許諾 の有無	備 考
									単価	金 額			

- 注：1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 翻訳題名（仮）は翻訳部分の名称を記入する。
- 3 1ページ当たりの語数は、原書の標準ページ語数とする。
- 4 翻訳の程度は、普通、中程度又は高度の別を記入する。
- 5 備考欄には特に印刷製本を要しない場合には、その旨を記入する。

別紙様式第3（第4条関係）

外注翻訳原稿審査所見書

部 等 名  
官 職  
氏 名

審査した結果は、次のとおりである。

翻 訳 題 名		原 書	題 名			
総 合 所 見	適 格 ・ 不 適 格		翻訳範囲	P ~ P	翻訳原稿	枚

細 部 所 見 (不 適 格 の 場 合 の み 記 入)	区 分		翻訳原稿の該当箇所に次の記号、アンダーラインを付ける。	該 当 ページ			
文 章	1 意味の不明なところ	<u>A</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	
文 章	2 意味は通ずるが、原書の翻訳として適格でないところ又は誤訳	<u>B</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	
単 語	1 原語の翻訳として適格でないもの又は誤訳	<u>C</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	
	2 誤 字	<u>D</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	
	3 脱 字	<u>E</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	
翻 訳 脱 落	翻訳してないところ	<u>△</u>	P	P	P	P	
			P	P	P	P	

注1： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注2： 氏名は印字又は自署とする。